

相続財産管理人制度の活用事例

○空き家の状況

一人暮らしの男性が死亡後放置されており、ライフラインは生きており、庭にはカセットコンロのガスボンベが放置されている。草木の繁茂は問題となるレベルには至っていない。

○空き家の所有者・死亡時の状況

一人暮らしの男性（死亡時63歳）で、婚姻歴なし。両親は他界しており兄弟もいない。姿を見ないことを不審に思った近隣者からの通報により警察官が死亡を発見。身寄りがないことから死亡届は警察が提出。

○市における対応

・市民からの苦情相談

死亡時から放置されており、身寄りもないと聞いているがライフラインは生きており心配である。また、カセットコンロのガスボンベが爆発しないか心配だと相談が寄せられたことから現地調査を実施。

・相続人及び利害関係人の調査

相続人調査を行ったところ不存在であることを確認。利害関係人も不存在であった。

・検察官による相続財産管理人の申立をしていただけるよう働きかけ

相続人・利害関係人が不存在であることから、検察官による申立をしていただけるよう検察庁へ依頼に伺い、家事事件手続法第48条に基づく通報により、検察官が家庭裁判所に相続財産管理人の専任の請求を行っていただけることとなった。その結果、検察官による申立が認められ、選任された相続財産管理人が空き家を売却した。

・考察

本物件について検察官により相続財産管理人の申立が成されたことについて、様々な条件が重なったことによるものと考えられるが、その1つとして預貯金等の財産があり、当該空き家が比較的新しく程度も良好で立地も良かったため売却が容易に図れそうであることも影響しているかと思われる。

その理由は、検察官が申立を行う際に検察庁が予納金を用意する必要があり、その回収は重要な項目だと考えられるからである。

については、相談当初から予納金の回収は容易と思われることを伝え、不安の解消を図った。

裏を返せば、予納金の回収がおぼつかない物件であれば、より慎重な姿勢となると考えられ、了承されたかどうかは定かではない。このような場合の対応策についても、検討を重ねていく必要があると思われる。